

7月1日産地伝達施行に向けた

# 米トレーサビリティ制度説明会

## ご案内

米トレーサビリティ法（ 1 ）は、問題が発生した場合などに流通ルートを速やかに特定するため、事業者間で米や米加工品（ 2 ）を取引した際に取引等の記録を作成・保存をすること、米や米加工品の原料米の産地を、取引先や消費者に伝達することを目的として平成21年4月24日に制定されました。

この法律により、平成22年10月1日からは、事業者間における取引等の記録の作成・保存が既に義務付けられていますが、平成23年7月1日からは、米や米加工品を事業者に譲り渡す際、及び消費者へ小売店で販売する際や米飯類を外食店等で提供する際に、原料米の産地の伝達が義務付けられます。

つきましては、対象となる米や米加工品を取り扱う事業者（ 3 ）や消費者の皆様を対象に米トレーサビリティ制度説明会を下記のとおり開催いたしますので、是非ともご参加くださいますようご案内いたします。

- ( 1 ) 法律名：米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
- ( 2 ) 対象品目：米穀、米穀粉等、米菓生地、もち、だんご、米飯類等、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん
- ( 3 ) 対象事業者：米生産者、製造加工業者、卸売業者、小売業者、外食業者、旅館ホテル業者など

### 本日のオススメ

当店で使用しているお米は全て国産米です。

ただし、平成23年7月1日より前に「生産者から譲り渡された国内産米穀及びその加工品、国内で譲り渡された輸入米穀及びその加工品」は対象外です。



## 日時・会場

月 日	会場	時間	開催場所	お問い合わせ先
6月3日(金)	長岡会場	10:00～11:30 14:00～15:30	長岡地方合同庁舎 3階共用会議室 長岡市千歳1-3-88	地域第一課 0258-31-2131
6月8日(水)	新発田会場	10:00～11:30 14:00～15:30	新潟農政事務所 地域第二課 会議室 新発田市豊町2-6-26	地域第二課 0254-22-4101
6月8日(水)	魚沼会場	10:00～11:30 14:00～15:30	魚沼市小出郷福祉センター第1研修室 魚沼市井口新田267	地域第五課 025-792-8211
6月8日(水)	上越会場	10:00～11:30 14:00～15:30	新潟農政事務所 地域第四課 会議室 上越市東雲町2-6-1	地域第四課 025-543-4574
6月10日(金)	新潟会場	10:00～11:30 14:00～15:30	新潟農政事務所 会議室 新潟市中央区船場町2-3435-1	消費流通課 025-228-5213
6月10日(金)	燕会場	10:00～11:30 14:00～15:30	新潟農政事務所 地域第三課 会議室 燕市井土巻4-97-1	地域第三課 0256-61-6011

### 参加申込

裏面の申込書に必要事項をご記入のうえ、裏面の各申込先にファックスで送信ください。

### 申込〆切

各開催日の前日

### 主 催

新潟県、農林水産省北陸農政局新潟農政事務所